

東京都議会議員の政治資金に係る政治倫理の確立に関する条例

東京都議会において、政治資金に関し、東京都議会自由民主党が開催した政治資金パーティーに係る政治資金の不適正な取扱いが発覚し、当時現職であった議長が責任をとって辞職したことなどにより、東京都議会に対する都民の信頼は大きく損なわれた。

都民の信頼を確立していくためには、東京都議会議員一人一人が、その職責にふさわしい、深い識見と高い倫理観を持って、政治活動に臨まなければならない。東京都議会は、都民に対して、東京都議会議員の責務等を明らかにすることにより、政治資金に係る確固たる政治倫理を確立することを決意し、ここに、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、都政が都民の厳粛な信託によるものであることに鑑み、その担い手である東京都議会議員(以下「議員」という。)が、その職務の執行における公正と高潔性を明らかにするため、議員及び会派(所属議員が一人の場合を含む。以下同じ。)が責任を持って、政治資金の収支及び使途の適正化並びに透明性確保を図ることにより、政治資金に係る政治倫理を確立し、もって公正で民主的な都政の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 政治団体 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第三条に規定する政治団体のうち、議員が代表又は会計責任者を務めるものをいう。
- 二 政治資金パーティー 政治資金規正法第八条の二に規定する政治資金パーティーをいう。

(議員及び会派の責務)

第三条 議員及び会派は、都民の信頼に値する高い倫理的義務が課されていることを自覚し、政治資金規正法その他の法令を遵守するとともに、政治資金に関する不正行為及び都民に対し疑念を抱かせる行為を厳に慎み、都民の負託に応え、都民の利益全体を擁護するよう行動しなければならない。

2 議員及び会派は、政治資金に関し、政治的又は道義的な批判を受けたときは、都民の代表として良心及び責任感を持って、真摯かつ誠実に事実を解明し、その責任を進んで明確にしなければならない。

(政治資金パーティーの禁止等)

第四条 議員は、この条例の目的を達成するため、政治団体による政治資金パーティーを自主的に禁止する。

2 議員及び政治団体は、政治的又は道義的な批判を受けるおそれのある政治活動に関する寄附を受けてはならない。

(政治資金倫理審査会の設置)

第五条 議会に東京都議会政治資金倫理審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

(審査の請求)

第六条 議員は、この条例に反する疑いがあると認められる他の議員がある場合は、議長に対し、議員の定数の十二分の一以上で、かつ、三以上の会派の議員の連署により、審査を請求することができる。

2 都民は、この条例に反する疑いがあると認められる議員がある場合は、議長に対し、議員の定数の十二分の一以上で、かつ、三以上の会派の議員の連署により、審査を請求することができる。

3 前二項の審査の請求(以下単に「審査の請求」という。)は、理由を明らかにした文書(以下「審査請求の文書」という。)をもって行うものとする。

4 議長は、審査の請求があったときは、速やかに議会運営委員会に報告するとともに、審査会に対し、審査請求の文書を送付しなければならない。

5 審査会は、前項の規定による送付を受けた場合は、速やかに審査を行わなければならない。

(審査会の組織及び運営)

第七条 審査会は、委員十人以内をもって組織する。

2 委員は、政治資金、地方議会等に関して専門的知識を有する者及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第十八条に規定する選挙権を有する都民のうちから、議長が公正を期して委嘱する。

3 委員の任期は、二年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員は、任期が終了した場合においては、後任の委員が委嘱されるまでその職務を行う。

5 審査会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

6 審査会は、委員長が招集する。ただし、設置後最初に開かれる審査会は議長が招集する。

7 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

8 審査会の議事は、委員長を除く出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

9 審査会の会議は公開する。ただし、やむを得ず非公開とするときは、出席委員の三分の二以上の委員の同意を必要とする。

10 委員は、その職務を遂行するに当たっては、公正不偏の立場で、審査しなければならない。

11 審査会の委員又は委員であった者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(審査会の職務)

第八条 審査会は、次に掲げる職務を行う。

一 審査の請求があった事案について調査及び審査し、報告書を議長に提出すること。

二 政治団体が、政治資金規正法の規定に基づき東京都選挙管理委員会に提出した政治資金収支報告書を審査し、報告書を議長に提出すること。

三 前二号に掲げるもののほか、政治資金に係る政治倫理の確立を図るため、議長の諮問を受けた事項について答申し、又は建議すること。

(調査協力義務及び弁明の権利の保障)

第九条 知事、議会、議員及び会派は、審査会の調査に協力しなければならない。

2 審査の請求をされた議員は、審査会から出席の要請があったときは、出席し、誠実に答える義務を負う。

3 審査会は、議員又は会派が第一項の調査に協力しなかったとき、又は虚偽の報告をしたときは、報告書にその旨を記載しなければならない。

4 審査の請求をされた議員は、審査会に対し口頭又は文書により弁明することができる。

(条例違反に対する措置の勧告等)

第十条 審査会は、この条例に違反する事実を認定したときは、報告書にその旨を記載しなければならない。この場合において、審査会は、違反者に対し、次に掲げる措置を勧告することができる。

一 議場における陳謝の勧告

二 公開の場における審査会が主宰する説明会への出席勧告

三 出席又は参加の自粛の勧告

四 役職辞任の勧告

五 議員辞職の勧告

2 第七条第八項の規定にかかわらず、前項第三号から第五号までに掲げる措置の勧告は、出席委員の三分の二以上の多数による賛成を必要とする。

(審査結果の通知及び公表)

第十一条 議長は、審査会の報告書が提出されたときは、審査の請求をした議員、都民及び審査の請求をされた議員に対してその内容を通知し、次条第一項の規定による意見書の提出の有無を確認の上、審査の結果を公表しなければならない。

(意見書の提出及び公表)

第十二条 審査の請求をされた議員は、前条の規定による通知を受けたときは、審査の結果について、議長に対し意見書を提出することができる。

2 議長は、前項の規定による意見書の提出があったときは、審査の結果の公表に当たり、意見書の全部又は概要を併せて公表するものとする。

(措置)

第十三条 議長は、審査会の報告書が提出されたときは、勧告その他の審査会が必要と認める措置を講ずることができる。

2 議長は、前項の措置を講じたときは、これを公表しなければならない。

(条例の見直し等)

第十四条 議会は、一般選挙を経た議員の任期が開始した日から終了する日までの間において一回以上、この条例の目的の達成状況について検証するものとする。

2 議会は、前項の規定による検証の結果、必要と認める場合には、この条例の改正も含め適切な措置を講ずるものとする。

3 前二項の規定による検証及び検討を行うために、検討会を設置する際には、各会派から二名又は一名の議長が指名する議員及び議長により組織するものとする。

(委任)

第十五条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則 この条例は、令和七年七月一日から施行する。